国立大学法人電気通信大学クロスアポイントメント制度に関する規程

制定 平成29年3月22日規程第111号 最終改正 令和5年6月14日規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学(以下「本学」という。)における教育研究及び産学連携活動の推進を図るため実施するクロスアポイントメント制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規程において「クロスアポイントメント制度」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 本学の職員(教育研究職員又は研究教育マネジメント職員に限る。)が、本学の職員の身分を保有したまま他機関の職員として雇用され、本学及び当該他機関の業務を行うこと(ただし、兼業によるものを除く。)。
 - (2) 他機関の職員の身分を保有する者が、当該他機関の身分を保有したまま本学の教員 に雇用され、当該他機関及び本学の業務を行うこと。
- 2 この規程において「他機関」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 他の国立大学法人又は大学共同利用機関法人
 - (2) 独立行政法人(行政執行法人を除く。)
 - (3) 地方独立行政法人
 - (4) 営利企業
 - (5) その他学長が特に認めた機関

(制度の適用条件)

- 第3条 クロスアポイントメント制度を適用するには、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。
 - (1) 本学の教育研究の活性化、教育研究基盤の強化及び発展に資すること。
 - (2) クロスアポイントメント制度を適用する者(以下「クロスアポイントメント教員」という。)の職務遂行に著しい支障がないこと。
- 2 他機関が営利企業である場合にあっては、前項各号に定める要件のほか次の各号に定める要件を満たさなければならない。
 - (1) 本学と当該営利企業との間に利害関係がないこと。
 - (2) 国立大学法人電気通信大学職員兼業規程及び利益相反ガイドラインに照らして、クロスアポイントメント教員の職務の公正性、透明性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

(クロスアポイントメント制度の適用)

- 第4条 クロスアポイントメント制度の適用(適用期間の延長を含む。以下この条において同じ。)を希望する部局の長等は、別紙様式1又は2によりあらかじめ役員会の承認を得なければならない。
- 2 クロスアポイントメント制度の適用は、当該他機関との協定に基づき行う。
- 3 前項の協定の内容のうち、労働条件に関する事項については、クロスアポイントメント

制度を適用しようとする者に事前に通知するものとする。

4 クロスアポイントメント教員の就業のうち協定書に定めがあるものについては、本学の就業規則等の規定にかかわらず、協定書の規定が優先するものとする。

(適用期間)

第5条 クロスアポイントメント制度の適用期間は、1ヶ月以上とする。ただし、任期を付して雇用されている職員については当該任期を超えることはできない。

(適用の終了)

- 第6条 クロスアポイントメント制度の適用は、次の各号のいずれかに該当するときは終 了するものとする。
 - (1) 適用期間が終了した場合
 - (2) 第4条第2項の協定が解約された場合
 - (3) クロスアポイントメント教員が本学又は他機関を退職する場合
 - (4) 本学又は他機関が特に必要と認めた場合

(給与支給及び人件費負担)

- 第7条 クロスアポイントメント教員への給与の支給は、本学就業規則等の規定にかかわらず、当該クロスアポイントメント教員の本来の所属機関(以下「出向元」という。)から、両機関における給与の全額を支給するものとする。
- 2 クロスアポイントメント教員の人件費は、本学及び他機関が、それぞれの勤務割合に応じて負担することを原則とし、前項の規定により本人に支給する機関に対し、他方の機関が必要な人件費を支払うものとする。
- 3 クロスアポイントメント教員である期間の退職金算定上の取扱いについては、本学就 業規則等の規定にかかわらず、出向元において在職期間として算定するものとする。 (就業上の取扱い)
- 第8条 クロスアポイントメント教員は、所属部局における教育研究及び所属部局の管理 運営等に関し、クロスアポイントメント制度を適用しない者と同等の権限を有するとと もに、同等の義務が課されるものとする。ただし、所属部局において別に定める場合は、 権限の一部を制限し、又は業務の一部を軽減することができる。
- 2 クロスアポイントメント教員の就業に関し必要な事項は、この規程及び協定書の規定によるほか、国立大学法人電気通信大学就業規則等の本学規則の定めるところによるものとする。ただし、これによりがたい場合は、本学と他機関との協議により決定するものとする。
- 3 前項ただし書きの規定により、クロスアポイントメント教員の就業について定める場合は、当該職員の同意を文書で得なければならない。 (雑則)
- 第9条 この規程に定めるもののほか、クロスアポイントメント制度に関し必要な事項は、 別に定める。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日規程第123号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月12日規程第4号)

この規程は、令和元年6月12日から施行する。

附 則 (令和3年9月13日規程第18号)

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則 (令和5年6月14日規程第3号)

この規程は、令和5年6月14日から施行する。

(本学職員出向用)

別紙様式1 (第4条関係)

年 月 日

学 長 殿

部局等の長職名	:
部局等の長氏名	:

クロスアポイントメント制度適用申請書

国立大学法人電気通信大学クロスアポイントメント制度に関する規程第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

	フ	リ ガ ナ	
対象者	氏	名	
	生年月	日(年齢)	年 月 日(歳)
	現所属・職名		
他機関	機関名		
	他機関の 主たる事業		
	本学との利害関係の 有無		
適用内容	期	間	年 月 日 ~ 年 月 日
	業務割合		本学 % 他機関 % 他機関への出勤回数: 【週・月・年】 回
	他機関に おける職名		
	他機関における 主たる業務		
	研究成果の取扱い		
申請理由			
本学業務への影響 及び対応方針			

※年齢は、クロスアポイントメント開始年度における年度末年齢

(他機関職員受入用)

別紙様式2 (第4条関係)

年 月 日

学 長 殿

部局等の長職名	:
部局等の長氏名	:

クロスアポイントメント制度適用申請書

国立大学法人電気通信大学クロスアポイントメント制度に関する規程第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

対象者	フ リ ガ ナ	
	氏 名	
	生年月日 (年齢)	年 月 日(歳)
	現職	
	最終学歴	学位
他機関	機関名	
	他機関の 主たる事業	
	本学との利害関係の 有無	
適用内容	期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	業務割合	本学 % 他機関 % 本学への出勤回数: 【週・月・年】 回
	本学における	
	所属・職名	
	本学における	
	主たる業務	
	研究成果の取扱い	
申請	理由	

※年齢は、クロスアポイントメント開始年度における年度末年齢

※別に定める審査書を併せて提出すること。